

事務連絡

令和3年12月17日

各都道府県知事 殿  
各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

## イベント開催等における必要な感染防止策の徹底について

イベント開催等における必要な感染防止策については、令和3年11月19日付け事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」において、都道府県及び関係省庁を通じて要請、周知いただきたい項目を定めているところです。

都道府県及び関係各府省庁におかれては、国内外での変異株の感染状況も踏まえ、イベント開催等に当たり、必要な感染防止策が徹底されるよう、下記の点についてイベント主催者等及び業界団体に対して改めて周知徹底いただくようお願いいたします。

## 記

- ・ イベント開催等における必要な感染防止策の実施
  - < 感染防止策の内容（詳細は別紙参照） >
  - ① 飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底
  - ② 手洗、手指・施設消毒の徹底
  - ③ 換気の徹底
  - ④ 来場者間の密集回避
  - ⑤ 飲食の制限
  - ⑥ 出演者等の感染対策
  - ⑦ 参加者の把握・管理等
- ・ 上記感染防止策の実効性を担保するための感染防止安全計画やチェックリストの着実な運用、業種別ガイドラインの遵守